

1. 議会条例における規定を検討すべき事項

項番	項目	改正法と県条例との主な相違点・論点	
		改正法	県条例
1	要配慮個人情報の取扱い制限	・要配慮個人情報の取扱い制限は特にない（通常の個人情報の保有制限等が適用）。	・要配慮個人情報は原則として取扱いを禁止されている。
2	個人情報の保有制限	・法令（条例を含む）の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限る、個人情報を保有できるとされている。	・個人情報の保有制限に係る特段の規定はない。
3	収集の制限	・個人情報は必ずしも本人から収集しなければならないわけではない。	・個人情報は原則として本人から収集しなければならないこととされている。
4	目的外利用・提供	・基本的には県条例と同様の仕組みとなっているが、適用除外事項の具体的な内容については、県条例と異なる点が存在する。	・取扱目的以外の目的のために保有個人情報を利用・提供することを原則として禁止した上で、条例に規定する適用除外事項に該当する場合に限り、例外的に取扱目的以外の目的のために利用・提供することができることとされている。
5	個人情報ファイル簿・個人情報事務登録簿の作成	・個人情報ファイル簿を作成・公表しなければならないが、個人情報事務登録簿は、条例で定めることにより作成・公表することができるものとされている。 ・また、本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルは作成・公表義務の対象外となるが、法の趣旨に反しない限り、1000人未満の個人情報ファイルについて、ファイル簿の作成・公表を行うことは妨げられないこととされている。 ・個人情報事務登録簿については、本県を含む多くの地方公共団体で活用されている点に鑑み、地方公共団体の機関等は、条例で定めるところにより、個人情報の保有状況に関する事項を記載した帳票を作成し、公表することができることとされている。	・個人情報を取扱う事務について、個人情報事務登録簿を備えなければならないとされている。 ・本人の数に制限はない。
6	開示決定等の期限	・原則30日＋延長30日の諾否決定期間が定められており、また、改正法ではこの期間を条例で短縮することが認められている（延長は不可）。 ・諾否決定期間の計算は、初日不算入としている。	・原則15日＋延長45日の諾否決定期間を定めている。 ・諾否決定期間の計算は、初日算入としている。
7	費用負担	・「開示請求をする者に」対し、実費の範囲内で条例で定める額の手数料の支払いを求めているが、できる限り利用しやすい額とするように配慮するものとされている他、詳細は条例で定めることとされている。	・行政文書の写しの交付に要する費用（郵送の場合は郵送料を含む。）を請求者の負担としている。よって、公開（開示）請求の時点では費用を徴収しておらず、また、写しの交付を行わない場合（閲覧のみの場合等）には請求者の負担はない。
8	訂正請求・利用停止請求における開示請求前置	・保有個人情報の訂正請求等を行うに当たり、当該保有個人情報に係る開示決定を受けることとされた（開示請求前置主義）。 ・ただし、訂正請求等の制度の運用に支障が生じない限りにおいて、地方公共団体は、条例の定めにより、開示請求前置主義を採用しないことも妨げないとされた。	・開示請求前置主義を採用していない。

項番	項目	改正法と県条例との主な相違点・論点	
		改正法	県条例
9	個人情報保護審査会の組織・運営事項の条例化の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体に対して審査請求があったときの諮問先機関は、行政不服審査法第81条第1項又は第2項の規定により設置される附属機関とされ、その組織及び運営に関する事項は条例により定めることとされた。 	<ul style="list-style-type: none"> 保有個人情報の開示請求における不開示等の決定又は不作為について審査請求があったときは、附属機関の設置に関する条例により設置した神奈川県個人情報保護審査会に諮問することとしており、その組織及び運営については、神奈川県個人情報保護審査会規則に定められている。
10	匿名加工情報制度	<ul style="list-style-type: none"> 国と同様の匿名加工情報制度が県にも導入されることとなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 匿名加工情報制度に係る規定はない。
11	審議会の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 条例で定めるところにより、一定の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができることとされている。 	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮個人情報の取扱い、個人情報の目的外利用・提供等にあたり、審議会への諮問が必要となる場合がある。
12	運用状況の公表	<ul style="list-style-type: none"> 国の個人情報保護委員会は、行政機関の長等に対し、改正法の施行の状況について報告を求めることができることとされており、また、毎年度、その報告を取りまとめ、概要を公表することとされている。 	<ul style="list-style-type: none"> 実施機関は、条例の運用状況について一般に公表することとされており、保有個人情報の目的外利用・提供の状況等を含めている。
13	罰則について	<ul style="list-style-type: none"> 行政機関の職員等による正当な理由のない個人情報の提供、不正な利益を図る目的での個人情報等の提供又は盗用、権利の濫用による職務の用以外の用に供する目的での収集等について、罰則規定を設けている。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護委員、個人情報取扱事業者、法人及び団体に係る罰則について、規定を設けていない。 「職員」の定義に県個人情報保護審査会の委員を含まないとの整理をしているため、別途、審査会委員に係る罰則規定を設けている。

2. 運用等の修正等による対応を検討すべき事項

1	運用等の修正によって、対応を検討すべき事項
	○要配慮個人情報の取扱い制限
	○個人情報の保有制限
	○収集の制限
	○目的外利用・提供
	○電磁的方法による提供
2	県条例改正があった場合に、対応を検討すべき事項
	○条例要配慮個人情報の規定の新設